

# PTA会則

品川区立京陽小学校PTA

〒142-0051 東京都品川区平塚2-19-20

Tel 03-3781-4775

Fax 03-3781-4983

## 第一章 名称及び事務所

第1条 本会は品川区立京陽小学校PTAと称し、事務所を京陽小学校（以下本校と称す）内に置く。

## 第二章 目的

第2条 品川区立京陽小学校PTA（以下本会と称す）は、学校と家庭及び地域社会との連携を密にし、本校の教育目的・方針を理解し、児童の健全な育成を図るとともに会員相互の親睦を深め、資質の向上に努めることを目的とする。

## 第三章 性格

第3条 本会は会員相互の信頼と誠意によって結ばれる自主的な社会教育団体であり、いかなる政党、宗教及び権力の支配・干渉を受けない。

## 第四章 会員

第4条 本会の会員は、本校児童の保護者（父母、またはこれに代わる者）及び本校教職員とする。

## 第五章 会計

第5条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第6条 本会の会費は総会の議を経て定める。会費は一家庭につき月額350円を基本とし、本学に通う児童が二名以上の家庭については、二人目以降、児童が一人増えるごとに100円加算した金額を月額の会費とする。

第7条 本会の会費は、12ヶ月分を年1回（6月）銀行口座振替で納入する。納入済みの会費は、卒業前に児童の転校によりPTAを退会する場合に、月割りにて、転出の月以降についての払い戻しをする。

第8条 本会の帳簿は次の通りとし、会計がこれを管理する。

イ. 徴収原簿      ロ. 現金出納帳      ハ. 仕訳帳

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 役員及び会計監査

### I. 役員

第10条 本会の役員は次の通りとし、「役員・会計監査候補選考委員会」（以下、選考委員会と称す）において選考し、総会の承認を得て決定する。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名または5名（副校長を含む）
3. 書記 3名または4名（教職員1名を含む）
4. 会計 3名または4名（教職員1名を含む）

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長 会長を補佐し、また、会長の職務を代行する。
3. 書記 本会の会議に関する議案ならびに資料を整理・保管し、議事を記録する。
4. 会計 本会の会計の収支にあたり、これを記帳し総会に報告する。

第12条 役員は兼任を認めず任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、役員の同一役職は継続の場合、周年行事等の都合により前年度役員の継続が望ましい場合を除き、3期までとする。役員に欠員が生じた場合はこれを補充し、任期は前任者の残余の期間とする。

## II. 会計監査

第13条 本会の会計監査は次の通りとし、選考委員会において選考し、総会の承認を得て決定する。

会計監査 4名または5名 (教職員2名を含む)

第14条 会計監査の任務は次の通りとする。

1. 本会の経理を監査し、総会に報告する。
2. 本会のいかなる会議にも出席することができる。ただし、役員会・実行委員会における議決権はない。

第15条 会計監査の任期は役員に準ずる。

## 第七章 総 会

第16条 総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会の2種とする。

第17条 総会の定足数は、全会員家庭数の3分の1とし、委任状をもって出席に代えることができる。

第18条 総会における議決は、会則の改正を除き出席者の過半数の同意を必要とする。

第19条 定期総会は、年2回、五月総会と三月総会を開催し、次の事項を審議する。

1. 五月総会
  - (1) 前年度の事業報告・承認
  - (2) 前年度の決算報告・承認
  - (3) 新年度の事業計画案及び予算案の審議・承認
  - (4) その他の重要事項
2. 三月総会
  - (1) 次年度役員及び会計監査の承認
  - (2) 会則の改正
  - (3) その他の重要事項

第20条 臨時総会は、会長及び役員会が必要と認めた時、または全会員家庭数の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

## 第八章 実行委員会

第21条 実行委員会は、本会の最高執行機関であって、役員・各学年代表（学年委員長を含む）・文化厚生委員長・広報委員長・各地域代表（地域委員長を含む）をもって構成する。

第22条 実行委員会は会長が召集し、原則として8月を除き毎月1回開催する。ただし、実行委員または代理者の3分の2以上の出席を必要とする。

第23条 実行委員会にその構成員が出席できない場合は、代理者として副委員長または委員が出席しなければならない。

第24条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 年間計画に基づく活動の検討及び連絡・調整
2. 予算原案の審議並びに補正予算及び決算原案に関する事
3. 特別委員会の設置に関する事
4. 慶弔規定、表彰規定、その他の細則に関する事
5. 総会の運営に関する事
6. 会長を除く役員に欠員が生じた場合の承認に関する事
7. その他、必要と認める事項に関する事

## 第九章 役員会

- 第25条 本会の役員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成する。
- 第26条 役員会は、原則として毎月1回開き、実行委員会の議題の精選及び重要な会務の処理にあたるほか、会長が必要と認めた時は随時開くことができる。
- 第27条 役員会は、会長を除く役員に欠員が生じた時は、緊急の場合に限り候補者を推薦することができる。

## 第十章 委員会

- 第28条 本会の委員会は、次の委員をもって構成する。
1. 学級委員 各学級より、学年委員2名、文化厚生委員1名、広報委員1名を選出し、学級委員会を構成する。学級委員は、各学級における意見調整にあたるとともに、下記の常置委員会に所属し、その委員会の活動にあたる。
  2. 地域委員 地域子ども会の各班より1名選出し、地域委員会を構成する。ただし、必要に応じて増減することができる。
- 第29条 各委員会の任務は次の通りとする。
1. 常置委員会
    - (1) 学年委員会 各学級 2名（学級代表を含む）  
会員相互の親睦を図るとともに、各学級間の連絡・意見の調整にあたる。
    - (2) 文化厚生委員会 各学級 1名  
会員の学校教育についての理解を図るとともに、一般教養の向上及び文化・厚生に関する活動を行う。
    - (3) 広報委員会 各学級 1名  
本会の目的達成のための諸活動の広報・情報の伝達を行い、会員としての自覚と連携を深めることに努める。
  2. 地域委員会
    - (1) 校外における児童の生活指導と地域子ども会の育成にあたる。
    - (2) 地域代表会は、各地域代表及び生活指導主任により構成され、校外生活指導の連絡・調整を行う。
    - (3) 必要により各地域ごとの町会の青少年育成部門と協力する。
- 第30条 各委員会は、計画に基づいて委員会を開くほか、担当役員、各委員長が必要と認められた時は随時開くことができる。
- 第31条 各委員会は、活動・議事を記録・保管し、次年度の担当者に引き継ぐ。
- 第32条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合は選出母体より補充し、補選されたものの任期は前任者の残余の期間とする。
- 第33条 各委員会ごとに委員長を選出し、各学年ごとに学年代表を、各地域委員会ごとに地域代表を選出する。委員長の選出は互選によるものとする。

## 第十一章 特別委員会

- 第34条 特定の目的遂行のため、実行委員会の承認を得て特別委員会を設けることができ、委員長は委員の互選により選出する。

## 第十二章 役員・会計監査候補選考委員会

- 第35条 選考委員会は、別途定める内規に基づき本会の役員、会計監査の候補者を選考する。ただし、学校側の選考は必要としない。

- 第36条 選考委員会は実行委員会が兼務する。委員長は学校側を除く委員の互選により選出する。
- 第37条 選考委員会の任務は、会員の中より次年度役員及び会計監査の候補者を選考し、三月総会にて報告する。
- 第38条 役員及び会計監査に欠員が生じた時は、その年度の選考委員会で候補者を選考し、臨時総会に報告する。ただし、会長を除く役員については、緊急に補充する必要がある場合は、役員会の推薦による実行委員会の承認でもさしつかえない。
- 第39条 選考委員会は、三月総会における候補者の承認をもって解散する。

### 第十三章 校長及び顧問・相談役

- 第40条 1. 校長はすべての会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができ、議事録を閲覧することができる。
2. 本会は、顧問及び相談役を置くことができ、選出方法・任期については別途細則に定める。

### 第十四章 会則の変更

- 第41条 1. 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。
2. 会則改正案は、総会の7日前までにその内容を全会員に通知しなければならない。

### 第十五章 慶弔及び表彰

- 第42条 本会の慶弔及び表彰規定は別途細則に定める。

### 第十六章 付 則

- 第43条 本会の会則の各条に必要な細則は、実行委員会の承認を得て別途定めることができる。

- 第44条 本会の会則は平成11年4月1日より施行する。

\*平成17年3月12日 改正

\*平成27年4月 1日 改定

\*平成29年5月20日 改定

\*平成31年3月 8日 改定

\*令和 2年3月 7日 改定

## 細 則

### I. 顧問・相談役

- 第1条 1. 顧問は実行委員会の議を経て、会長が委嘱する。  
イ. 元会長      ロ. 元校長      ハ. 現町会長
2. 顧問の任期は特に定めない。
3. 相談役は実行委員会の議を経て、会長が委嘱する。
4. 相談役の任期は3年とする。

### II. 慶 弔

第2条 本会の慶弔規定は次の通りとする。

1. 児 童
- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 傷病（連続10日以上入院） | 3000円 |
| (2) 死亡            | 5000円 |
2. 会 員
- |    |       |
|----|-------|
| 死亡 | 5000円 |
|----|-------|
3. 教職員
- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 結婚            | 3000円 |
| (2) 出産            | 3000円 |
| (3) 傷病（連続10日以上入院） | 3000円 |
| (4) 死亡            |       |
- |       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| イ. 本人 | 5000円 | ロ. 配偶者 | 3000円 |
|-------|-------|--------|-------|
4. その他
- (1) この規定以外の場合は、役員会において協議、決定する。
- (2) 返礼は一切受けない。
- (3) 会長または会長代理が持って何う。
- (4) この規定にかかわる事項が発生した場合は、会員は学級代表を通して役員まで申し出る。

### III. 表 彰

第3条 本会の表彰規定は次の通りであり、実行委員会の協議、決定により表彰することができる。

1. 本会の運営及び発展に深く貢献した人。
2. 本会の名誉または社会的模範となる善行をした人。

